

山口市立図書館除籍図書等の譲与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例（平成17年10月1日条例第50号）第7条の規定に基づき、山口市立図書館（以下「図書館」という。）において除籍された図書・雑誌等（以下「除籍図書等」という。）の再活用を図り、もって市民の読書活動に資するとともに、資源の保護及び再利用を目的として、除籍図書等の譲与について必要な事項を定める。

(譲与対象者等)

第2条 除籍図書等の譲与を受けることができるものは次に掲げるものとする。

- (1) 山口市立の施設
- (2) 本市の区域内に存する公共施設及び公共団体
- (3) 本市の区域内にその活動の本拠を置き、本市の区域内を専らその活動の範囲とする団体
- (4) 本市の区域内に住所（日本の国籍を有しない者にあつては、その居住地）を有す者
- (5) 本市又は本市教育委員会が主催、共催又は後援をする行事に参加する者

(譲与の冊数)

第3条 譲与する除籍図書等の冊数は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に定めるものは無制限
- (2) 前条第3号に定めるものは200冊以下
- (3) 前条第4号及び第5号に定めるものは15冊以下
- (4) 前各号に掲げる冊数のほか、館長が特に認める冊数

(譲渡の申込み)

第4条 除籍図書等の譲与を受けようとするものは、山口市立図書館除籍図書等譲渡申請書兼受領書（別記様式）を館長に提出しなければならない。

(順守義務)

第5条 除籍図書等の譲与を受けたものは、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 譲与を受けた除籍図書等を売却する等営利目的に利用しないこと。
- (2) 除籍図書等の譲与を受けた第2条第2号又は第3号に掲げる団体等は、当該除籍図書等を図書館と同種の用途以外の用途に供しないこと。
- (3) 除籍図書等の譲与を受けた者は、当該除籍図書等を個人の読書以外の目的に使用しないこと。

(譲与の取消し等)

第6条 除籍図書等の譲与を受けたものが前条各号に掲げる事項を順守しなかったときは、譲与を取り消し、又は譲与した除籍図書等の返還を求めることができる。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

資料譲渡申請書 兼 受領書

山口市立 図書館長 様

申請者住所 _____

団体・氏名 _____

下記のとおり、資料の譲渡を希望し申請します。

なお、山口市立図書館除籍図書等の譲与に関する要綱における譲渡の条件については、すべて順守します。

1 譲渡の資料

書誌名／巻号／年月次	著者（出版社）

2 譲渡資料の活用目的及び活用場所

3 受領日

平成 年 月 日